

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	二宮町 軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

二宮町は、軽自動車税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

二宮町長

公表日

令和7年6月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及び二宮町税条例に基づき、毎年4月1日（賦課期日）時点に軽自動車等の定置場を二宮町内に有する所有者に対して賦課徴収を行う。軽自動車等（軽自動車、原動機付自転車等）を購入又は譲り受けるなどした場合や、譲渡や盗難等により所有しなくなった場合に申告が行われる。その際、車両の種類に応じて申告先が異なり、原動機付自転車・小型特殊自動車は二宮町、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車は陸運事務所、三輪・四輪の軽自動車は軽自動車検査協会へそれぞれ申告が行われる。なお、公益のために直接専用する場合や身体障害者等が所有する場合などは、減免申請書を受け付け、必要に応じて減免を行う。 二宮町は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 賦課事務 1. 定置場が二宮町に所在する原動機付自転車及び小型特殊自動車について、申告書を受け付け、標識の交付及び課税台帳への登録を行う。 2. 定置場が二宮町に所在する軽自動車、二輪の小型自動車等については、県町村税務協議会を通じて申告書を受け課税台帳への登録を行う。 3. 賦課期日現在に台帳に登録された車両について、賦課を行い、納税通知書を発行する。 4. 納税義務者等からの申請により、条例に基づき減免を行う。 5. 他自治体等から二宮町への調査回答し、二宮町から他自治体等への税務調査を実施する。 収納事務 1. 賦課データと納付済通知書の照合により納付の過不足を確認のうえ、消込みを行う。 2. 口座振替の申込受付及び納付書再発行等を行う。 3. 納期限後納付のものについて延滞金の額を計算し徴収する。 4. 過誤納付の発生理由を調査のうえ還付または充当の処理を行い、対象者に通知する。 5. 滞納がある者に対し、督促状及び催告状を送付する。 6. 督促を受けた納税義務者が一定期間までに完納しない場合は、財産調査、差押及び換価並びに執行停止等の滞納処分を行う。 7. 時効完成及び執行停止期間経過による不納欠損処理を行う。 8. 納税義務者等からの申請により、収納データから納税証明書を発行する。 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に基づいて、二宮町は、軽自動車税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	軽自動車税システム 収納消込／滞納管理システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自物件ファイル 軽自動車税収滞納ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 ■情報提供は実施しない

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	二宮町役場 総務部 税務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	二宮町役場 総務部 税務課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従って、本人からのマイナンバー取得を徹底し、やむを得ず住基ネットで照会する場合には、4情報または住所を含む3情報により行うことを厳守している。上記のほか、特定個人情報の記載がある申請書等の保管や個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄に当たり手作業が介在するが、いずれにおいても複数人で確認を行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考える。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れて行っている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 3 〕 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

I

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証によって限定されており、また、アクセスログを記録していることにより、アクセス権限の適切な管理を行っている。更に、個人情報保護や情報セキュリティなどについても定期的に研修を受講するなどの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策は十分であると考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月28日	評価実施機関における担当部署	① 総務部 税務課 ② 和田 隆彦	① 政策総務部 戸籍税務課 ② 神保 英也	事後	
平成28年7月28日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	二宮町役場 総務部 税務課	二宮町役場 政策総務部 戸籍税務課	事後	
平成28年7月28日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	二宮町役場 総務部 税務課	二宮町役場 政策総務部 戸籍税務課	事後	
平成29年7月31日	Ⅱの1の時点	平成27年7月1日時点	平成29年7月10日時点	事後	その他の項目の変更であり 事前提出が義務付けられな
平成29年7月31日	Ⅱの2の時点	平成27年7月1日時点	平成29年7月10日時点	事後	その他の項目の変更であり 事前提出が義務付けられな
令和1年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	② 神保 英也	② 戸籍税務課長	事後	
令和1年6月29日	Ⅳ リスク対策		追加	事後	
令和1年6月29日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 軽自動車税システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	軽自動車税システム 統合宛名システム 中間サーバー	事後	
令和1年6月29日	2. 特定個人情報ファイル名	(1)軽自動車税賦課ファイル (2)軽自動車税収滞納ファイル	軽自物件ファイル 宛名情報ファイル	事後	
令和1年6月29日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし (軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	■情報照会の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第20条 ■情報提供は実施しない	事後	
令和4年3月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第20条 ■情報提供は実施しない	■情報照会の根拠 番号法 第19条第8号 別表第二(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第20条 ■情報提供は実施しない	事後	
令和4年3月11日	Ⅱの1の時点	平成29年7月10日時点	令和4年3月11日時点	事後	
令和4年3月11日	Ⅱの2の時点	平成29年7月10日時点	令和4年3月11日時点	事後	
令和4年12月20日	5. 評価実施機関における担当部署	政策総務部 戸籍税務課	総務部 戸籍税務課	事後	
令和4年12月20日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	二宮町役場 政策総務部 戸籍税務課	二宮町役場 総務部 戸籍税務課	事後	
令和4年12月20日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	二宮町役場 政策総務部 戸籍税務課	二宮町役場 総務部 戸籍税務課	事後	
令和7年6月25日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	番号法の別表第二に基づいて	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に基づいて	事後	
令和7年6月25日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	軽自動車税システム 統合宛名システム 中間サーバー	軽自動車税システム 収納消込／滞納管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	事後	
令和7年6月25日	2. 特定個人情報ファイル名	軽自物件ファイル 宛名情報ファイル	軽自物件ファイル 軽自動車税収滞納ファイル 宛名情報ファイル	事後	
令和7年6月25日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	
令和7年6月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法 第19条第8号 別表第二(27の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第20条 ■情報提供は実施しない	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 ■情報提供は実施しない	事後	
令和7年6月25日	5. 評価実施機関における担当部署	総務部 戸籍税務課	総務部 税務課	事後	
令和7年6月25日	5. 評価実施機関における担当部署	戸籍税務課長	税務課長	事後	
令和7年6月25日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	二宮町役場 総務部 戸籍税務課	二宮町役場 総務部 税務課	事後	
令和7年6月25日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	二宮町役場 総務部 戸籍税務課	二宮町役場 総務部 税務課	事後	
令和7年6月25日	Ⅱの1の時点	令和4年3月11日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月25日	Ⅱの2の時点	令和4年3月11日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月25日	8. 人手を介在させる作業		新規記入		様式変更による項目追加
令和7年6月25日	11.最も優先度が高いと考えられる対策		新規記入		様式変更による項目追加